

### 質問3に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
団体等 その他	株式会社ロデムアセット	本提案の「選択制」に対し、情報の非対称性に基づく逆選択（Adverse Selection）の観点から反対する。企業に会計方針の選択権を付与した場合、M&Aの失敗を隠蔽したい経営者（Bad Type）ほど、経営者の裁量余地が大きく減損の先送りが可能な非償却モデルを戦略的に選択するインセンティブを持つ。結果として、非償却を選択する企業群に「レモン（失敗した買収）」が偏在し、市場におけるシグナルのノイズが増大する。これは、財務諸表の比較可能性を完全に破壊し、投資家による適切な価格形成とガバナンスの行使を著しく阻害する。会計基準は、情報の非対称性を強制的に緩和するメカニズムとして機能すべきであり、経営者に情報隠蔽の手段を与えかねない選択制の導入には強く反対する。
団体等 財務諸表利用者	公益社団法人 日本証券アナリスト協会 企業会計研究会	選択制は、企業の実態に合わせた柔軟性が増加するという意見がある。これは、のれんの減価がある場合は償却とし、減価がない場合は非償却とすることにより、企業の実態をより正しく投資家に伝えることができるという考え方であると思われる。しかし、自己創設のれんとの入替えを排除し、買入のれんの減価がないことを示すことは無理があることから、規律をもって償却と非償却のいずれかを選択することは困難であると考えられる。このため、選択制を導入することは、合理的とはいえず、支持しない。なお、IFRSや米国基準においても償却・非償却の是非についての議論は行われてきたが、選択制は採用されていない。この背景には、のれんの費用認識の在り方について明確な基準がないまま企業の判断に委ねることの困難性、すなわち選択に係る規律の確保が難しいという点があると考えられる。
個人 財務諸表作成者	重田 優樹	テーマ提案書は、アナリスト等の分析対象にならず個人投資家が中心となる中小型株における市場評価を課題に挙げている。のれんの償却と非償却の選択制の導入は、このようなナイーブな投資家と想定される個人投資家に対しては却って財務情報の誤認を生じさせる可能性が高く有用性が向上しないため支持しない。
団体等 監査人、会計専門家	日本公認会計士協会	のれんの償却と非償却の選択における判断基準を示すことの困難さから、企業の実態に合った会計処理の選択を行うことは困難性を伴い、経営者の裁量による会計方針の選択を認め、むしろ比較可能性を害する可能性があると考えられる。  (理由) のれんの償却と非償却の選択制を導入する場合、どのようなケースが償却でどのようなケースが非償却になるのか、という企業の実態に合った会計処理の選択における判断基準を示すことが困難であると考えられる。

### 質問3に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
団体等 監査人、会計専門家	日本公認会計士協会	<p>加えて、会計方針の選択の妥当性を監査することも困難であるように考えられ、経営者の裁量によって会計方針が選択されることにより、むしろ財務諸表の比較可能性が害される可能性があると考えられる。</p> <p>減損会計をはじめとした基準の体系が複雑になると考えられるが、のれん以外の固定資産に関しても減損テストの違いが生じ得ることも考慮のうえ、十分にご検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>のれんの償却と非償却の選択制を導入した場合、償却モデル用と非償却モデル用の二通りの固定資産に係る減損会計の基準の体系が生じることが考えられるが、のれんは単独で減損テストを行うものではないことから、のれん以外の固定資産に関しても減損テストの違いが生じることが考えられる。</p> <p>のれんの償却と非償却そのものの違いによる影響を理解することは比較的容易だったとしても、異なる減損会計の基準が存在することによる影響を、財務諸表利用者が理解するのは著しく困難であると考えられる。</p> <p>減損会計は、のれんのみならず固定資産全般に対して適用され、より広範な影響を与えるため、複数の減損会計の基準が並存することの意義は十分に検討いただきたい。</p>
団体等 監査人、会計専門家	日本公認会計士協会	<p>のれんの償却と非償却の選択制に伴い、固定資産に係る減損会計の基準が二通りになった場合には、基準の選択上の課題が生じることも考慮頂きたい。</p> <p>(理由)</p> <p>固定資産に係る減損会計の基準が二つの基準体系になった場合には、以下のような課題が生じることが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連単で同一の会計基準を適用することを前提とすれば、異なる基準を選択していた企業を買収した場合、被買収企業の単体決算においても基準の選択の変更が行われることになる。償却モデル用と非償却モデル用いずれへの変更においても、変更による事務コストが生じるとともに、情報の整備状況により変更の困難性が生じることも考えられる。</li> <li>・のれんを有する企業が非償却モデルの基準を適用していたところ、減損等によりのれんを有しない企業になった場合、基準を継続適用するのか、償却モデルの基準への変更が認められるのか、といった基準の選択上の課題が生じることも考えられる。</li> </ul>

### 質問3に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
個人 監査人、会計専門家	大山 憲宏	<p>のれんの償却と非償却の選択制の導入を支持する。</p> <p>のれんの償却については、コストとベネフィットについて上場会社と非上場会社では大きく異なるを考える。したがって財務報告にコストをかけてでもより正確な情報を提供すべき上場会社ではのれんの非償却とし、非上場会社では償却との選択を認めても構わないと考える。</p>
個人 財務諸表利用者	服部 隆 (CMA、CIA)	<p>のれんを構成するものの中には必ずしも時間経過とともに減耗しゼロになるとは限らず残存し続ける部分もあると考えられることから、償却を強制することが理論的に100%正しいとは言えず、また国際的にも企業の規模・性質などに応じて選択することが認められていることから、我が国においても選択制を導入することを支持します。ただし、規制改革の観点から本議論が提起されたのであれば、企業会計基準委員会が策定する企業会計基準の中で選択可能とするのではなく、当局（及び所管する審議会等）において審議し、その政策目的や国益に資するか否かの観点（例えばスタートアップ育成・国際競争上等々）等から、対象企業を限定（企業規模、創業年数、上場・非上場区分、あるいは特区を設定し活用した企業・・・等々）のうえ、法制度的（監査対応等含め）に定めるべきであると考えます。</p>
団体等 監査人、会計専門家	日本公認会計士協会	<p>のれんの償却と非償却の選択にあたっては、検証可能性のある要件設定や、会計方針の変更に関する指針など、検証可能性の確保が可能かどうかを検討する必要がある。</p> <p>（理由）</p> <p>償却と非償却の選択にあたって要件を設定するのか否か、明確な議論はされていないと理解しているが、選択制の導入の検討にあたっては以下の点に配慮をいただきたい。</p> <p>要件を設定するのであれば、検証可能性のある要件の設定が可能か検討いただきたい。例えば、スタートアップや小規模企業に非償却の選択を認めるのであれば、何をもちいてスタートアップ・小規模企業と判断するのか、監査可能な具体的に明確な要件であることが必要と考えられる。</p> <p>要件を設定しないのであれば、会計方針として償却又は非償却を選択することになると考えられるが、会計方針の変更を認めるものか、また、認めるとした場合、どのような場合に正当な理由があると考えられるのか、明確化が必要と考えられる。</p>

以上